

特定ラジオマイク機器（送信機）を購入される際のご注意

一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構

免許制の業務用ワイヤレスマイクである特定ラジオマイク（送信機）を購入される際には、以下の点についてご注意ください。

- 特定ラジオマイク（送信機）を使用するには、総務省の無線局免許（送信機 1 台ごとに必要）の取得と他ユーザーとの混信・障害回避のための運用調整（当機構への加入）が必須です。無免許で使用した場合、電波法違反として処罰（1 年以下の懲役、または 100 万円以下の罰金）の対象となり得ますのでご注意ください。
- 特定ラジオマイクとして新たに免許を取得できるワイヤレスマイクは以下の機器のみです。
送信周波数が 470～714MHz または 1240～1260MHz（1252～1253MHz を除く）の範囲内にあり、かつ「技適マーク」が付いているもの。
 - ※ 送信周波数が上記の範囲内でも、「技適マーク」のないもの（海外向け製品）は国内では使用できません。
 - ※ 「技適マーク」があっても 770～806MHz の範囲のものは、新たに免許を取得して使用することはできません。



技適マーク

- インターネットオークションなどで中古の特定ラジオマイク（送信機）を購入される場合は、販売者等に無線局免許が廃止済みのものであるかをご確認下さい。廃止されていない場合、新たに無線局免許を取得することができない場合があります。
- 特定ラジオマイク（送信機）を購入された後は、下記の当機構免許担当まで必ずご連絡下さい。ご入会や無線局免許取得などにつきまして、ご案内させていただきます。

<連絡先> (一社) 特定ラジオマイク運用調整機構
電話 : 03-5273-9806 FAX : 03-5273-9808
E メールアドレス : office@radiomic.org
Web サイト : <http://www.radiomic.org/>

※その他、ご不明な点がございましたら、当機構免許担当までお問い合わせ下さい。